

小松市公共工事の前金払取扱要綱

平成 25 年 6 月 5 日告示第 74 号
平成 28 年 7 月 26 日告示第 117 号
平成 29 年 3 月 31 日告示第 247 号
平成 29 年 4 月 26 日告示第 62 号
平成 30 年 3 月 30 日告示第 212 号
平成 31 年 3 月 29 日告示第 235 号
令和 2 年 3 月 31 日告示第 199 号
令和 3 年 3 月 31 日告示第 230 号
令和 4 年 4 月 1 日告示第 13 号
令和 5 年 3 月 31 日告示第 286 号
令和 6 年 4 月 1 日告示第 291 号
令和 7 年 4 月 1 日告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条の規定に基づく公共工事の前金払（以下「前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第 2 条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項の規定において定める公共工事で 1 件の請負金額が 200 万円以上のものとする。ただし、その契約の性質上その他特に必要があると認めるときには、前金払の対象としないこと又は前金払の額を減額することができる。

(前金払の割合等)

第 3 条 前金払の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。以下「建設工事」という。） 請負金額の 10 分の 4 以内
- (2) 土木建築に関する工事の設計、調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量。（以下「業務委託」という。） 請負金額の 10 分の 3 以内

2 前金払の単位は、10 万円単位とし、端数は切り捨てる。

(前金払の請求)

第4条 前金払を受けようとする受注者は、契約締結日から30日以内に、前払金承認申請書（様式第1号）と前払金請求書（様式第2号）に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における前金払）

第5条 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の支払限度額に応じる出来高予定額に対してすることができる。ただし、契約締結会計年度の工事実施期間が4カ月に満たない場合に限り、当該契約締結の年度において、当該年度の支払限度額の範囲内で、当該年度と翌年度の出来高予定額を加算した額に対して前金払をすることができる。

2 前項の場合における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条及び第4条中「請負金額」とあるのは、「支払限度額に応じる出来高予定額」と読み替えるものとする。

（前払金の支払）

第6条 市長は、前金払の請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

（前払金の使途制限）

第7条 前払金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費以外の経費にあてることができない。

(1) 建設工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）ただし、現場管理費及び一般管理費等については前払金の100分の25を超えてはならない。

(2) 業務委託 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料

（前払金の返還）

第8条 前金払を受けた受注者が次の各号に該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 受注者の責に帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(中間前金払の対象)

第9条 地方自治法施行令附則第7条の規定により既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の対象は、この要綱に基づき前金払を行った建設工事とする。

(中間前金払の要件)

第10条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に係る経費として支出する。

- (1) 工期の2分の1以上を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合等)

第11条 中間前払金の割合は請負金額の10分の2以内とし、かつ中間前払金を支出したあとの前払金の合計額が請負金額の10分の6を超えてはならないものとする。

2 中間前払金は10万円単位とし、端数は切り捨てる。

(債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における中間前金払)

第12条 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の支払限度額に応ずる出来高予定額に対してすることができる。

2 前項の場合における第10条及び第11条の規定の適用については、第10条中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「当該工事」とあるのは「当該会計年度工事」と、「請負金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と、第11条中「請負金額」とあるのは「支払限度額に応ずる出来高予定額」と読み替えるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第13条 中間前金払の対象工事で、かつ部分払の対象工事の契約にあたっては、受注者は中間前金払と部分払のいずれかを契約締結時に選択するものとする。

2 前項の規定については、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第3号）を契約締結時に市長に提出する方法により確認するものとし、その後において選択の変更はできないものとする。

(中間前金払の認定等)

第14条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書（様式第4号）に工事履行報告書（様式第5号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときには第10条の要件について速やかに調査し、

妥当と認められる場合は、中間前金払認定調書（様式第6号）により請負者へ通知するものとする。

- 3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払請求書（様式第7号）に中間前金払に関する保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

（前金払に関する規定の準用）

第15条 第5条から第8条までの規定は、中間前金払を行う場合にこれを準用する。この場合において、第7条第1号中「現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）ただし、現場管理費及び一般管理費等については前払金の100分の25を超えてはならない。」とあるのは、「労働者災害補償保険料及び保証料」と読み替えるものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 小松市公共工事の中間前金払取扱要綱（平成23年4月1日告示第6号）は廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の小松市公共工事の前金払取扱要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の前日に入札公告、指名競争入札執行通知等がなされた契約については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。